

広島県告示第七百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十四年十月十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年十月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

内堀備後八幡停車場線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
庄原市東城町菅字青木四〇四番一地从先から 庄原市東城町菅字青木三九一番二地先まで	二〇・〇〇 三六・〇〇	二〇・〇〇 三六・〇〇	四・〇〇 二九・〇〇	一五九・〇〇 二四九・〇〇	ダブルウェイ解除 不用物件延長一五〇・ 〇〇メートル
	二〇・〇〇 三六・〇〇	二〇・〇〇 三六・〇〇			